中央区事務手数料条例(昭和三十三年三月中央区条例第八号)

える長期修繕つては四千百	九号) に対する審査 が二以上であ	百四十 画の認定の更新の申請 百円、長期修繕	法律第 の規定に基づく管理計あるときにあ	十二年二 第五条の十六第一項長期修繕計画	(平成 を加算した額	る法律 千八百円を乗じ	に関す える長期修繕	の推進 つては四千百	適正化が二以上であ	管理の 定の申請に対する審査百円、長期修繕計	ョンの に基づく管理計画の認あるときにあ	マンシ 第五条の十四の規定長期修繕計画	の部まで (略)	の建替え等の円滑化に関する法律(平成十四年	建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)の	法令 事務 額	四 都市整備手数料	別表(第五条の二関係)	新
	めるときにあ 九号)	『繕計画の数 百四十	8つては四千 法律第		(平成	**じて得た額 る 法 律	骨計画の数に に関す	四円に一を超 の推進	8 るときにあ 適 正 化	『繕計画の数 管理の	めつては四千 ヨンの	画の数が一で マンシ	の部まで	(平成十四年法律第七十八号) の建替え等	の部からマンション 建築基準法	事項と特記と	四都	別表(第	
えつ	に対する審査が	画の認定の更新の申請百円、	の規定に基づく管理計あるときにあつては	二 第五条の六第一項 長	な				715	定の申請に対する審査百円、	に基づく管理計画の認あるときにあつては	第五条の四	(略)	\mathcal{O}	中法 (昭和二十五年法律第)	事務	都市整備手数料	(第五条の二関係)	田
える長期修繕計画の数につては四千百円に一を超	が二以上であるときにあ	口円、長期修繕計画の数	めるときにあつては四千	長期修繕計画の数が一で	を加算した額	千八百円を乗じて得た額	える長期修繕計画の数に	っては四千百円に一を超	が二以上であるときにあ	口円、長期修繕計画の数	めるときにあつては四千	の規定長期修繕計画の数が一で		(平成十四年法律第七十八号)	二百一号)の部からマンション	額 特記			

える当該長期修繕計画	合は、四千円に一を超	の数が二以上である場	更を伴うものに限る。)	繕計画(管理規約の変	千円(変更する長期修	2 管理規約の変更 四		乗じて得た額を加算し	画の数に二千六百円を	超える当該長期修繕計	は、四千八百円に一を	数が二以上である場合	伴うものに限る。)の	営に係る事項の変更を	繕計画(管理組合の運	百円(変更する長期修	る事項の変更 四千八	1 管理組合の運営に係	に対する審査 定める額を合算した額	画の変更の認定の申請分に応じ、それぞれ次に	の規定に基づく管理計き、次に掲げる変更の区	三第五条の十七第一項変更認定申請一件につ	を加算した額	千八百円を乗じて得た額	新
える当該長期修繕計画	合は、四千円に一を超	の数が二以上である場	更を伴うものに限る。)	繕計画(管理規約の変	千円(変更する長期修	2 管理規約の変更 四	た額)	乗じて得た額を加算し	画の数に二千六百円を	超える当該長期修繕計	は、四千八百円に一を	数が二以上である場合	伴うものに限る。)の	営に係る事項の変更を		百円(変更する長期修	る事項の変更 四千八	1 管理組合の運営に係	に対する審査 定める額を合算した額	画の変更の認定の申請分に応じ、それぞれ次に	の規定に基づく管理計き、次に掲げる変更の区	三第五条の七第一項変更認定申請一件につ	を加算した額	千八百円を乗じて得た額	田

5 組合員名簿、居住者	額)	て得た額を加算した	数に五千二百円を乗じ	る当該長期修繕計画の	九千八百円に一を超え	二以上である場合は、	る長期修繕計画の数が	九千八百円(変更す	4 長期修繕計画の変更	 乗じて得た額を加算し	画の数に二千八百円を	超える当該長期修繕計	は、四千六百円に一を	数が二以上である場合	伴うものに限る。)の	理に係る事項の変更を		百円(変更する長期修	る事項の変更 四千六	3 管理組合の経理に係	(類)	じて得た額を加算した	の数に二千六百円を乗	新
5 組合員名簿、居住者	(額)	て得た額を加算した	数に五千二百円を乗じ	る当該長期修繕計画の	九千八百円に一を超え	二以上である場合は、	る長期修繕計画の数が	九千八百円(変更す	4 長期修繕計画の変更	 乗じて得た額を加算し	画の数に二千八百円を	超える当該長期修繕計	は、四千六百円に一を	数が二以上である場合	伴うものに限る。)の	理に係る事項の変更を		百円(変更する長期修	る事項の変更 四千六	3 管理組合の経理に係	(額)	じて得た額を加算した	の数に二千六百円を乗	旧

附則	備考(略)			える当該長期修繕計画	合は、二千円に一を超		のを伴うものに限る。)	に掲げる変更以外のも	 	千円(変更する長期修	る変更以外のもの 二	6 1から5までに掲げ		じて得た額を加算した	画の数に千七百円を乗	超える当該長期修繕計	は、二千九百円に一を	数が二以上である場合	伴うものに限る。)の	その他の名簿の変更を		する長期修繕計画(組	更 二千九百円(変更	名簿その他の名簿の変	新
	備考(略)		の数に九百円を乗じて	える当該長期修繕計画	合は、二千円に一を超	の数が二以上である場	のを伴うものに限る。)	に掲げる変更以外のも		千円(変更する長期修		6 1から5までに掲げ	(額)	じて得た額を加算した	画の数に千七百円を乗	超える当該長期修繕計	は、二千九百円に一を	数が二以上である場合	伴うものに限る。)の	その他の名簿の変更を	合員名簿、居住者名簿	する長期修繕計画(組	更 二千九百円(変更	名簿その他の名簿の変	田

この条例は、令和七年十一月二十八日から施行する。	新
	旧